

朝倉市中小企業省エネ設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者（市内で事業を営む者をいう。以下同じ。）の脱炭素化に向けた取組を促進するとともに、市内の事業活動におけるエネルギー価格高騰による負担の軽減を図ることを目的として、予算の範囲内において朝倉市中小企業省エネ設備導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を所有し、又は賃借し、かつ、その事業所において1年以上事業を営む者であって引き続き市内において事業を継続する意思を有するもの

(2) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者とししないものとする。

(1) 地方公共団体その他公共団体が設立した者及び地方公共団体その他公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している者

(2) 農林水産業を主たる事業として営む者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者

(4) 政治団体

(5) 宗教法人その他宗教活動を行う団体

(6) 朝倉市暴力団排除条例（平成22年朝倉市条例第20号）第2条第1号又は第2号に該当する者

(7) 営業に関し法令上必要な登録、免許、許可等を受けていない者

(8) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨に照らして市長が適当でないと認める者

(補助対象設備)

第3条 補助対象設備は、別表に定める設備（以下「省エネ設備」という。）で、補助対象者が、自らの事業活動に使用するために市内の事業所に導入する省エネ設備とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象設備としない。

- (1) 第7条に規定する交付決定の日より前に省エネ設備の導入に係る契約等を締結しているもの
- (2) 第8条第1項に規定する変更申請をした場合であって、同条第2項に規定する変更交付決定の日より前に、変更申請書に係る省エネ設備の導入の変更契約等を締結しているもの
- (3) 同一の導入省エネ設備において、国や他の地方公共団体等が行う補助金等が交付又は交付される見込みのあるもの
- (4) 補助対象者自らが使用する事業所以外の住宅、社員寮、賃貸用物件等（マンション、アパート、テナント等）の省エネ設備
- (5) 中古品、リース又はレンタルの省エネ設備

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に定める経費とし、補助金交付決定後から12月末日までに省エネ設備を導入し、支払った経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額、自社内部の取引による経費、各種保証・保険料、リサイクル料、振込手数料等については、対象外とする。

- (1) 省エネ設備の導入等に必要な費用（購入費、据付工事費等）
- (2) 省エネ設備への更新に伴う既存設備の撤去に必要な費用（撤去工事費、処分費等）。ただし、既存設備を下取り（省エネ設備と引換えに、対価の一部として既存設備を譲渡することをいう。）する場合は、当該対価の一部の額を控除した額とする。
- (3) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に定める額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 別表に定める区分1にあつては、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

(2) 別表に定める区分2にあつては、補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。

2 この要綱による補助金の交付は、1補助対象者に対し1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、中小企業省エネ設備導入補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 市税に滞納がないことを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは中小企業省エネ設備導入補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知」という。）により、交付を不適当と認めたときは中小企業省エネ設備導入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の申請内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするとき又は補助事業の中止をしようとするときは、速やかに中小企業省エネ設備導入補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、決定通知に記載された補助金交付決定額のうち20パーセント以内の減額の変更をする場合で、かつ次に定める軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助対象経費の目的を実質的に変更するものでない場合

(2) 省エネ設備の導入に影響のない程度の細部を変更する場合

2 市長は、前項の申請があつたときは、速やかにその内容を審査の上、変更等の可否を決定し、中小企業省エネ設備導入補助金変更等承認・不承認決定通知書（様式

第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業完了後30日を経過した日又は当該年度の1月15日のいずれか早い日までに、中小企業省エネ設備導入補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に要した領収書及び関係書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要と認めるときは、当該補助事業の内容等について、調査を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、中小企業省エネ設備導入補助金確定通知書(様式第7号。以下「確定通知」という。)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、確定通知を受けたときは、中小企業省エネ設備導入補助金請求書(様式第8号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求があったときは、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(省エネ設備の管理及び処分)

第13条 交付決定者は、省エネ設備を導入した年度終了後、5年間は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ市長の承認を受けた場合はこの限りでない。

2 交付決定者は、省エネ設備の導入が完了した後も省エネ設備を適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 交付決定者は、省エネ設備の導入及び補助金に係る帳簿その他の関係書類を整備し、これらの書類について省エネ設備を導入した年度終了後、5年間は保存しなけ

ればならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、中小企業省エネ設備導入補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しにより、交付決定者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の交付がなされているときは、中小企業省エネ設備導入補助金返還命令書（様式第10号）により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月21日から施行する。

別表（第3条及び第5条関係）

区分	製品の種類
1 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づいて定められた機器ごとの省エネ基準達成率100%以上の製品	エアコン LED照明器具（電球のみ交換は除く） 冷凍冷蔵庫 温水機器（ガス・石油） エコキュート
2 経済産業省が実施する「省エネ・非化石転換補助金」において、補助対象設備として登録、公表されている製品（令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金（Ⅲ）GX設備単位型／（Ⅲ）設備単位型 補助対象設備一覧の製品）	高効率空調（業務・産業用エアコン等） 産業ヒートポンプ 業務用給湯器 高性能ボイラ 高効率コージェネレーション 低炭素工業炉 変圧器 冷凍冷蔵設備

産業用モータ 制御機能付きLED照明器具 工作機械 プラスチック加工機械 プレス機械 印刷機械 ダイカストマシン
--